

データ分析検討部会設置要綱

(趣旨)

第1条 鹿児島県地域医療構想調整会議設置要綱第7条第1項に基づき，地域医療構想を推進するためのデータ分析に関する協議を行うため，データ分析検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 検討部会は，次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域医療構想を推進するためのデータ分析に関する事項
- (2) その他地域医療構想に係るデータ分析に関し必要な事項

(組織)

第3条 検討部会の組織・運営は次のとおりとする。

- (1) 部会員は，各構想区域の地域医療構想調整会議の議長等，診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者，医療保険者その他の関係者のうちから鹿児島県地域医療構想調整会議議長が委嘱する。
- (2) 検討部会の庶務は，鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課において処理する。
- (3) その他検討部会の組織・運営等については，鹿児島県地域医療構想調整会議設置要綱による。

附則

この要綱は，平成31年2月8日から施行する。